

# ギターアンサンブル部 規約

## 第一章 総則

第一条 本サークルは鳥取大学ギターアンサンブルと称し、その本部を鳥取市湖山町南4丁目101に置く。

第二条 本サークルは、ギター合奏を中心として活動する。

## 第二章 目的

第三条 本サークルは、ギター合奏を通じて、部員相互の親睦をはかり本サークルの発展・向上と共に、地方文化に寄与することを目的とする。

## 第三章 活動

第四条 本サークルは、第三条の目的を達成するために定期的に練習及び活動を行う。

## 第四章 部員

第五条 部員とは、鳥取大学在学の学生で、部員名簿登録を済ませたものとする。但し鳥取大学学則に基づく修行年限3年を終えたものを除く。

第六条 部員は、毎月部費を会計に納めなければならない。

第七条 1)部員は、本人の意思でやめることができる。但し、退部届を役員会に提出しなければならない。

2)部員において、本サークルに好ましくないと思われるものを部長の判断において除名することができる。

## 第五章 役員

第八条 本サークルは、次の役員を置く。

部長・副部長・内政・外政・庶務・会計・指揮・広報・OB連絡。

副部長は、部長に事故があり、その任務が遂行できない時にその職務を代行する。

第九条 各役員は、部員により部会に於いて選出された者とする。

第十条 役員選出は、原則として、定例部会に於いて行い、再任はそれを妨げない。

第十一条 役員がその任務を怠った時は部会の決議のもとに、これを解任できる。

## 第六章 役員会

第十二条 役員会は、部長の名において召集することができる。

第十三条 役員会は、部長・副部長・内政・外政・庶務・会計・指揮・広報・OB連絡によって構成される。

但し、関係者は必要に応じて部長が召集することができる。

第十四条 役員会は、役員のおよそ四分の三以上の出席者をもって成立する。

第十五条 役員会は、年間の方針及び行事その他の事項を審議し部の運営を円滑にはかるものである。

第十六条 緊急に際しては、部長の判断により、役員会での決議を最終決議とすることができる。

## 第七章 部会

第十七条 部会を通常、最高の決議機関とする。

第十八条 部会は、部長もしくは部員の2割以上の要求により、これを部長が召集することができる。

第十九条 部会は、全部員の三分の二以上の出席をもって成立する。但し、委任状が全部員の四分の一を超えてはならない。

第二十条 部会は議長を出席者中より選出する。

第二十一条 動議は役員会の発議もしくは、出席者の五分の一以上の同意があったとき、これを採択する。

第二十二条 決議は、原則として出席者の過半数の賛成を必要とする。

第二十三条 原則として、12月に定例部会を開く。

## 第八章 役員選挙

第二十四条 役員選挙は、次のとおりとする。

- 1) 原則として立候補制とし、立候補のない場合は推薦を行い、無記名投票により選出される。
- 2) 役員選挙は、部会に於いて行う。

## 第九章 会計

第二十五条 本サークルの経費は、部費、自治会からの補助金、その他の収入をもってこれに当てる。

第二十六条 会計は、第二十三条において定める定例部会において決算報告を行う。尚、部員の要請があったときには、会計報告を行う。

第二十七条 会計監査は部長がこれを行う。

## 第十章 顧問及び相談役

第二十八条 本サークルは顧問を置く。

第二十九条 本サークルは音楽に関する相談役を置くことができる。

## 第十一章 補則

第三十条 休部は休部届を提出し、役員会によって承認されたとき、休部を認める。  
(尚、休部中の部員は、第六条に従わなくてもよい。)

第三十一条 規約の改正は部会において三分の二以上の同意をもって承認される。尚、規約に対して複数の改正案が出た場合は、多数決により、改正案を1つにした後に決議を行う。

第三十二条 本規約は、昭和59年12月10日より施行する。